

第 2 7 回
東京都環境審議会総会

日 時：平成 1 8 年 5 月 3 0 日（金）午後 1 時 3 0 分～

場 所：東京都庁第二本庁舎 1 0 階 2 1 0 会議室

午後 1 時 3 0 分開会

谷上企画調整課長 定刻になりました。本日ご出席の連絡をいただいている委員の方々、現段階で全員おそろいようですので、ただいまから第 27 回東京都環境審議会を開催いたしたいと思います。

委員の皆様には、お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただいております環境局総務部企画調整課長の谷上でございます。よろしくお願いたします。

初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元に、まず会議次第、資料 1 といたしまして委員名簿、1 枚ものです。資料 2 といたしまして臨時委員予定者名簿、これも 1 枚ものです。それから、かなり分厚くなりますが資料 3、点検報告書一式、資料 4 といたしまして東京都環境審議会の諮問文書、資料 5 といたしまして諮問第 20 号の部会付議についての写し、資料 6 がダイオキシン類特別対策措置法の対策地域の指定についてということで、これが A 4 の 3 枚ものになります。資料 7、A 3 になりますが 1 枚、カラーの資料です。資料 8、1 枚ものでダイオキシン類土壤汚染対策事業概要です。資料 9、大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定解除（案）ということで、2 枚ものになります。その他、参考資料といたしまして、1 から 4 まで資料がついてございます。

お手元にただいまお示ししました資料、もしございませんようでしたら、近くの職員等にお申しつけいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、本日の出席についてお知らせいたします。

ただいまご出席の委員は 14 名でございますので、審議会規則に定めます定足数 21 の過半数、12 名に達していることをご報告いたします。

なお、本日の議事として、後ほど説明させていただく予定の基本計画の改定を審議していただくに当たり、5 名の方に臨時委員としてご就任いただく予定になっております。

資料 2 をごらんください。5 名の臨時委員予定者名簿を掲げさせていただいております。上から東洋大学の太田国際地域学部教授、明治大学の奥水肇農学部農学科教授、東京大学の神野直彦経済学教育研究科教授、国連環境計画の末吉特別顧問、上智大学の藤井良広地球環境学研究科教授、以上 5 名の方に臨時委員としてご就任いただき、次回の審議からご参加いただくための手続を現在進めておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、審議に入ります前に、大橋環境局長よりごあいさつを申し上げます。

大橋環境局長 環境局長の大橋でございます。本日はお忙しい中、第 27 回東京都環境審議

会にご出席くださいます。まことにありがとうございます。開会に当たり、お時間をいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、日ごろから東京都の環境行政につきましてご指導、ご協力を賜り、心から御礼を申し上げます。東京都は、「健康で安全な環境の確保と持続可能な社会への変革を東京から実現する」を基本理念とする環境基本計画を平成14年1月に策定し、東京の環境の危機の克服に向けた施策に果敢に取り組んでまいりました。

基本計画の策定から4年、東京は多くの事業者や都民の協力を得て、ディーゼル車排出ガス対策を実施し、大気汚染の大幅な改善を実現するとともに、地球温暖化対策や産業廃棄物対策など、国や他の自治体に先駆けた新たな取り組みを開始し、成果を上げてまいりました。

しかしながら、異常気象などに見られる温暖化の影響の顕在化や減少を続ける東京の緑、アスベストや土壌汚染など、環境の負の遺産の顕在化など、東京の環境を取り巻く現状は依然として厳しいものとなっております。

そこで、都は昨年5月からの環境基本計画の点検で明らかになった取り組みの成果や課題、さらに国内外の社会状況等の変化を踏まえ、環境基本計画を改定し、持続可能な東京の実現に向けた取り組みを一層強化していくことといたしました。

今後の総合的な環境施策展開の指針となる環境基本計画の改定について、本環境審議会に諮問し、さまざまな角度からご意見をいただき、よりすぐれた計画を策定したいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、本日は大田区ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除について、ご審議をお願いし、答申をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

谷上企画調整課長 それでは、これからの議事につきましては小早川会長にお願いしたいと思います。小早川会長、よろしくお願いいたします。

小早川会長 小早川でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日の審議会は3つの議事についてご審議をいただきます。ただいま局長からもお話がありましたが、まず議事の1、東京都環境基本計画点検についての報告がございます。

東京都環境基本計画に定める施策の進ちょく状況等の点検につきましては、過去2回の企画政策部会でその点検の状況等についてご審議をいただいているところでございます。

そこで、まず本件の経緯概要につきまして、大野企画担当部長からご説明をお願いしたいと思います。

大野企画担当部長 企画担当部長の大野でございます。資料3に基づきまして、点検の報告書のご報告をいたします。

1ページをめくっていただきますと、目次がございます。第1「点検にあたって」、第2「環境基本計画に掲げる施策の進ちょく状況と今後の課題等」、第3「環境審議会委員からの主な意見」、第4「更なる施策の推進に向けて」となっておりますけれども、非常に長いものでございますのと、草案を事前に委員の先生方にはお送りしておりますので、本日は第2の1と2、目標の達成状況と進ちょく状況の総括、それから第4の更なる施策の推進に向けて、ここを中心にご説明申し上げます。

もう1ページお開きいただきますと、「点検にあたって」でございます。

経緯は省略させていただきますと、2の点検の目的でございますけれども、2点の目的で実施いたしました。

1番は、現環境基本計画の各施策の進ちょく状況を把握いたしまして、計画に定める目標の達成状況を明らかにするというところでございます。

2番といたしまして、計画目標の達成及び施策を実施する上での問題点と課題を明らかにするというところでございます。

3の(2)点検の方法でございますけれども、昨年5月から本年4月までの間実施いたしました。この間、局内あるいは都庁各局に進ちょく状況等の調査を行うとともに、環境審議会の企画政策部会におきましてご報告し、ご意見をいただきました。こうして取りまとめたものが今お手元にご配付申し上げている点検報告書でございます。

もう1ページお開きください。第2、「環境基本計画に掲げる施策の進ちょく状況と今後の課題等」でございます。

現在の環境基本計画は、大きく3つの分野ごとに施策を整理してございますが、まず第1、(1)「健康で安全な環境の確保」に向けた取組についてでございます。自動車公害対策の関係では、目標が幾つかございまして、1つは浮遊粒子状物質の環境基準を2010年度までにすべての測定局で達成するというものでございます。まだ2010年になっておりませんが、達成状況のところでは、平成16年度に一般局については100%、自動車局につきましては97%達成し、合計では99%の達成ということでございます。

もう1ページお開きください。次に、二酸化窒素でございます。こちらは2005年度までにすべての測定局で達成するという目標でございます。これも2004年度のデータが現在得られる最新のものでございますが、一般局につきましては100%達成いたしました。残念

ながら自動車排出ガス局につきましては47%の達成でございます。自動車局の年平均濃度自体は改善傾向にございますけれども、測定局の達成につきましては、おおむね半分ぐらいの達成という状況にとどまっております。

続きまして、有害化学物質対策関連でございます。目標といたしましては、有害化学物質の環境への排出抑制、有害性の少ない化学物質への転換など、環境リスクを提言するということでございますけれども、全般的に排出量は減少傾向にございます。下にグラフがございますが、そこに記載のように減少傾向にございます。

続きまして、下の方のダイオキシンでございます。大気中のダイオキシン類に係る環境基準が達成されている状態を維持し、今後も引き続き濃度レベルの低減を目指すということでございますが、これも計画目標は100%達成しております。濃度につきましても減少傾向にございます。

次のページをごらんください。地下水につきましては、地下水の水質汚濁について、すべての測定項目に関して、全地点での環境基準の達成を目指すというものでございます。これにつきましては、2004年度、71の調査地点中、61点で環境基準を達成しております。したがって、達成率は86%となっております。

次はPCBでございますが、2010年度までに都内で保管されているPCB廃棄物の無害化処理を完了するという目標ですが、これにつきましては昨年11月に東京PCB廃棄物処理施設が稼働したところでございます。

その次が水質汚濁に係る環境基準の達成でございますけれども、これにつきましても2004年度、すべての測定地点で環境基準を達成しております。

7ページ目から大きな2つ目の柱、「都市と地球の持続可能性の確保」に向けた取組でございますけれども、まず温室効果ガスでございます。これは2010年度における東京の排出量を90年度比で6%削減するという目標でございますが、現在データが得られている2003年度では、90年度比で23%という大幅な増加となっております。ただし、この年は例の東電の事故によりまして原子力発電の稼働実績が低下しております。そのために電力のCO₂の排出係数が非常に高くなって増加しているということがございます。また、条例改正によりまして、強化した制度の開始は2005年度でありますために、その制度の効果は入っておりません。

ヒートアイランド対策でございます。これは2015年度までに熱帯夜の発生を20日程度に減少させるというものでございますけれども、これにつきましても2005年度につきまし

ては増加し、31日となっております。

8ページをごらんください。廃棄物の発生抑制・リサイクルと適正な処理の推進でございます。目標は、都内から発生する産業廃棄物の最終処分量につきまして、2005年度までに1999年度比で5割削減するということでございますが、2003年度で49%削減ということでございますので、おおむね達成している状況にあるところでございます。

一般廃棄物でございますが、同じように3割削減するということでございますが、2004年度のデータで7%削減にとどまっております。

9ページからが3つの目の柱、「自然環境の保全と再生」に向けた取組でございます。緑の保全と再生で、目標につきましては、多摩では2015年度においても、現状、計画策定時点のみどり率80%を維持していくということ、区部につきましては、計画策定時点の29%を32%にしていく、こういう目標を掲げました。達成状況でございますが、残念ながら東京のみどりの減少傾向はいまだ継続しているということでございます。

これにつきましては、最新のみどり率の調査を、平成15年に行ったものをことし2月に発表しております。これによりますと、多摩地域が約72%、区部が約24%となっております。これは環境局策定当時の数値と比べますと大幅な減少に見えますけれども、実は測定方法が全く変わっておりまして、かつての数字とこれを直接比べることはできないと考えております。別途、1998年から5年間で減少度合いを推定した結果が右の方に小さく書いてございますが、過去5年間で、多摩で約2ポイント、区部で約1ポイント減少したものと推計しております。

続きまして、水質関連の目標でございます。まず河川に係る生活環境の保全に関する環境基準につきまして、早期に達成するとともに、類型指定の見直しを行い、水質の向上を目指すという目標でございますが、これにつきましては、2004年度BODの環境基準達成率が91%となって、改善傾向にございます。

10ページをごらんください。海域でございます。東京湾につきまして、生活環境の保全に関する環境基準の達成に向けて、東京湾の化学的酸素要求量(COD)、全窒素、全燐の負荷量の一層の低減を図るという目標でございますが、同じく2004年度でございますけれども、CODにつきましては、環境基準達成は50%、これは4つの水域中2水域で達成ということでございます。全窒素につきましては、1つの水域を見ておりますけれども、0%ということになっております。全燐につきましては、1つの水域中1水域で達成していますので100%という状況にございます。

以上が主要な目標の状況でございます。

続きまして、11ページから施策の進ちょく状況と施策の展開に向けた課題等（総括）について、ご説明いたします。詳しくは14ページ以降に各施策ごとに詳細に記述してございますけれども、これにつきましては時間がございませんので省略させていただきます。総括的に11ページからご説明申し上げます。

まず第1の柱、「健康で安全な環境の確保」に向けた取組についてでございますけれども、全体的には、ボックスの中にごございますように独自の規制等による大気環境の大幅な改善など、都民の健康を守る上で大きな成果があったと考えております。

ただ、一方で、いまだに解決しない光化学スモッグの発生など、残された大気汚染問題等々がございます。

今後の施策の展開に向けた課題でございますけれども、公共交通機関の利用促進や物流の効率化等々の仕組みづくりが必要と考えております。化学物質によるリスクを低減するために、地域の特性に応じた環境リスクの把握など、今後の化学物質対策のあり方についての検討が必要と考えております。土壌汚染対策を促進するために、中小事業者への技術支援や新たな仕組みの構築が必要と考えております。

大きな柱の2つ目、「都市と地球の持続可能性の確保」に向けた取組でございますけれども、まず進ちょく状況、概括的には、先駆的な制度の導入など、持続可能な都市づくりに向けまして重要な第一歩を踏み出したと評価しております。しかし、温室効果ガスの排出自体は依然として増加傾向にあることも事実でございます。

少し中身を申し上げますと、改定・強化しました地球温暖化対策計画書制度によりまして大規模事業者のCO₂削減対策が開始いたしました。また、都が開始しました温暖化対策、例えば省エネラベリング制度などが全国へ拡大しているという成果がございます。再生可能エネルギーにつきましては、パイロット事業を実施し、再生可能エネルギー戦略を策定いたしました。また、ヒートアイランド現象の実態把握と建物・道路の被覆対策を開始いたしました。スーパーエコタウン事業によりましてリサイクル・廃棄物処理施設を集中的に整備するとともに、産業廃棄物の適正処理に向けまして報告・公表制度を新設いたしました。

今後の課題でございますけれども、温暖化に関しましては、中小事業者向けの対策の強化など、より高い効果が得られるような方策を検討する。自動車からのCO₂の削減の取組強化が必要と考えております。

また、再生可能エネルギーにつきましては、普及拡大に向けて実効性のある導入促進の仕組

みづくりが必要と考えております。

ヒートアイランド対策につきましても、環境配慮型の都市づくりのルール化が必要と考えております。

廃棄物の発生抑制につきましては、今後、引き続き進めるとともに、不法投棄など不適正処理の撲滅が必要と考えております。

12ページをごらんください。「自然環境の保全と再生」でございます。

まず施策の進ちょく状況でございますが、概括的には、自然環境の保全と再生に向けた取組での端緒的な成果があったと考えております。しかし、一方でみどり率自体は減少が続いている状況でございます。

中身で申し上げますと、環境の視点から森林管理を行う森林再生事業を開始いたしました。また、自然保護条例で屋上緑化の義務づけをいたしました。この結果、毎年、日比谷公園1個分、16ヘクタールの緑を毎年創出しております。また、自然保護と観光の両立のためのエコツーリズムの開始をし、定着してきております。

今後の課題につきましては、より多くの緑を創出、保全していくために、現行の緑化義務を強化することが必要と考えております。

また、水循環の再生のために、雨水浸透などまちづくりと連携した対策を推進することが必要と考えております。

さらには、生物多様性の確保のために、適正な個体数管理を進めるとともに、希少動植物の保護を進めていくための課題の検討が必要と考えております。

以上が施策の主な進ちょく状況の概況でございます。

第4は、環境基本計画の第3部にございます「環境の危機克服に向けた行動を推進する仕組み」の取組状況でございます。ごく簡単にご報告申し上げます。

まず環境配慮を優先した都市づくりの推進でございますが、計画段階アセスメントの条例化など、仕組みづくりが進みました。今後は、一層さまざまな段階での調整のルール化に向けた仕組みづくりが必要と考えております。

経済的手法の活用につきましては、環境配慮型の金融商品の開発など、新たな取組を開始いたしました。今後、税制の活用も含めまして、さらに多様な経済的手法活用の推進が必要と考えております。

3の環境産業の育成でございますが、都の環境施策を契機といたしまして、自動車排出ガス、省エネ、ヒートアイランド対策等々で、新たな製品化や技術開発が進みまして、環境産業の育

成に寄与したものと考えております。

第4は首都圏連携と広域自治体としての役割でございますけれども、典型的には八都庁市でのディーゼル車排出ガス規制の共同実施など、首都圏自治体の連携で大きな成果があったものと考えております。今後、さらに他の自治体との連携の強化が必要と考えております。

第5が情報受発信機能の強化とパートナーシップの推進でございます。企業やNPOと連携した環境学習の試みでございますとか情報学習の試みなど、新たな試みを進めてまいりました。今後、英語での情報発信の強化などが必要と考えております。

第6が調査・研究の充実とモニタリング機能の有効活用でございます。これにつきましても、ディーゼル車排ガス対策、ヒートアイランド対策等々で環境科学研究所の調査研究が大きな役割を發揮いたしました。

7が率先行動でございます。温暖化、有害化学物質対策等々で環境配慮の率先行動を強化いたしました。今後、八都庁市や民間との連携をさらに強化してまいります。

13ページが「環境の確保に関する配慮の指針」でございます。これにつきましては、環境アセスメント制度におきましては活用されておりますけれども、その他の事業に対する活用につきましてはまだ不十分であるという分析をしております。今後、指針の活用に向けた仕組みの再構築などが必要であると考えております。

最後、第6「戦略プログラム」でございますが、今の環境基本計画では2001年度から5年間のプログラムを実施してございまして、合計で38の事業が書いてございますが、実施率を点検いたしましたところ、35事業を実施してございまして、実行率92%となっております。

以上が第2章の概要でございます。

施策別は割愛させていただきまして、75ページをごらんください。

以上の点検結果を踏まえまして、第4「更なる施策の推進に向けて」ということでございます。今回の環境基本計画の点検によって明らかになった施策の到達点の課題を踏まえまして、東京をさらに成熟した持続可能な都市としていくため、次のような取組を進めていくということでございます。

2つございまして、1つは、「持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム」に基づく施策の展開ということでございます。お手元に資料としてご配付申し上げておりますけれども、本年2月に緊急に対応を要する取組を進めるために新戦略プログラムを策定いたしました。このプログラムの策定に当たりましては、持続可能性の危機への取組を一層重視する、国に先駆けた制度、仕組みづくりをさらに進める、企業やNPO等が公の役割を担う環境施策の重視、

こういう3つの観点から策定いたしました。

東京は、この新戦略プログラムに基づきまして、19年度までに環境政策を集中的に展開してまいります。

第2が環境基本計画の改定でございます。これまでの取組の成果と課題を踏まえまして、中長期的な観点から、東京の環境施策を一層強力に展開するためには、現在の環境基本計画の改定が必要と判断いたしました。その主な理由は以下の3点でございます。

第1は、東京都の環境行政のこの間の最大の課題でありましたディーゼル車排出ガス対策の実現、この状況を踏まえまして、大気汚染対策の新たな目標と施策の方向を明らかにする必要があると考えております。

第2は、先駆的な地球温暖化対策制度の導入など、持続可能な都市づくりに向けた重要な第一歩の開始を踏まえまして、増加が続いています温室効果ガスの総排出量を確実に削減していくために施策を強化するとともに、中長期的な温室効果ガスの削減に向けた目標の設定と計画化を行うということでございます。

第3は、最新の調査によりまして明らかになった東京の緑の減少を踏まえまして、新たな緑づくりの目標を設定して、東京の緑をよみがえらせる新たな施策の方向を明らかにしていくということでございます。

以上、簡単でございますけれども、点検報告書の中身をご説明申し上げます。

小早川会長 それでは、ただいまのご説明につきまして、皆様からのご質問などをお受けしたいと存じます。

なお、このうちの今後の施策展開にかかわる部分につきましては、議事進行上は後の基本計画の改定についてというところで主としては議論されることになるかと存じますので、ここでは、どちらかといえばこれまでの実施状況と成果についてのご発言を中心にさせていただければと存じます。

それでは、どうぞ忌憚のないご議論をお願いいたします。

坂本委員 9ページのみどり率というのがもともと算定方法が変わったということでおっしゃったわけですが、前の方法でやるとするとどうなるのかも同時にお示しいただかないとわからないので、どちらかという、ここでは今変わったということだけであって、80%を維持していくという形で言ったときには、何らかの計算法で80%という数値があって、そしてそれで照らし合わせると幾つと。もしくは、もう1つ別の方法で書いてあるものという違いがあるのかという点をお示しいただくのが成果を評価するにはよろしいかと思いま

す。

もう1点、一番最初の方で、東京都は環境対策、大気汚染対策を非常に独自の施策も含めてやった結果がS P M対策への結果としてあらわれているわけですが、100%の達成率に近いことをうたうのと同時に、これを維持していく方策を今後も引き続きお考えいただきたいと思います。

大野企画担当部長 まずみどり率の関係でございますけれども、お手元に最後にご説明しました新戦略プログラムという冊子が配付されておるんですが、この23ページをごらんください。

先ほど申し上げましたみどり率の暫定値につきましては、この新戦略プログラムで公表したものでございます。ここにありますとおり、これまでのみどり率の調査で用いましたのは、衛星からの測定のデータというものでございまして、今回は航空写真で調査いたしました。したがって、格段に精度が上がったということでございます。本来であれば、ご指摘のように前回のランドサット測定データでも同じように分析すればいいのではないかというご指摘があるかと思うんですけれども、これにつきましては、データの収集の制約等がありまして、なかなか示せなかったということでございます。

いずれにしましても、今回お示ししているのは暫定値でございまして、今年度これにつきましては最新の確定値を公表する予定でございますので、その中でご指摘の点につきましても踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

S P Mにつきましては、本年4月から条例に基づく環境確保条例の排出ガス規制の第2段階の実施をしております。2003年度からの規制よりも厳しい規制値、もう一歩進んだ規制値を導入しておりますので、そうしたことによりまして環境目標値の達成を維持してまいりたいと思っております。

市川委員 6ページの地下水の水質汚濁のところですが、計画目標の達成率86%ということで、あと達成できていない14%につきまして、達成できていない項目の概略を教えてくださいと思います。

あと、このような地下水の達成できていない部分というのが、土壌の汚染とか何かの隠れた汚染につながっているとか、そういう懸念はないのかというあたりについても教えていただければと思います。

大野企画担当部長 地下水の水質汚濁でございますけれども、これに関しましては、毎年測定点をローリングいたしまして、全般的に都内の各地点を調査して、都内全体の概況を把握し

ているものでございます。

発見された場合は、発見されたところについて、さらに監視をして、その後の動向を見ていくというものでございますが、大体は過去の土壌の汚染等々に起因して発生するというものでございます。したがって、なかなか一気にこれを直ちに解決というのは困難でございますけれども、いずれにしましても、新規の土壌汚染を発生させないような方策を強化する、発生された場合には確実に土壌汚染を解消するという方法によりまして、順次、地下水の水質についても全環境基準の達成を目指したいと思っております。

岸委員 環境基本計画の掌握事項なのかどうかかわからないんですが、44ページ、緑の連続性の確保というのがありまして、以前、公園の方の委員会その他に関与していたことがありまして、広域の緑について、いろいろな部分で都として出されていたかと思うんですけれども、具体的には、例えば多摩川の南の多摩丘陵をどうするかというのが神奈川と、いろいろな絵だけは幾つか描かれていると思うんですけれども、今回見せていただくと、そこらのことについては指摘がなく、特に首都圏連携広域自治体として、53、54ページあたりに多摩川の南側の緑の連続性についてのお話が出てこない、これはまだ何も動いていないということなのか、例えば神奈川県は三浦半島全域の構想を動かしているし、ご存じのように多摩丘陵の南部については横浜と川崎と町田で連携した、首都圏連携広域をにらんでいるような動きがありますし、となると東京都は、本来は八王子から稲城あたりぐらいまでの広大な多摩丘陵の緑について何か言わなければいけないのではないかと思うんですが、絵は幾つかあるはずなんですけれども、そのことについてのチェックはないんでしょうか。

大野企画担当部長 広域の緑につきましても今後の課題と考えておりますので、ご指摘の点につきましては、まさに環境基本計画の改定の中で今後の検討課題としてまいりたいと思っております。

原委員 10ページ、東京湾の水質の問題なんですが、全窒素と全燐がそれぞれなかなか、全窒素はまるでだめなんです。全燐が100%、これは奇怪な感じがするんですが、発生源をどういうふうにお考えなんです。東京湾に入る大きな河川がありまして、上流側が農村地域で、ご承知のように農薬ないしは化学肥料が大きな国内的問題になっておりますけれども、それとの関連で、東京自身の発生源とその関連はどのようにお考えでしょうか。

福島自然環境部長 東京に入ってくる、多摩川の方の水域については、上流の方はかなりきれいですが、千葉・埼玉由来のものについては、やはり多少汚濁が入ってまいります。どこら辺の発生源がというのは、まだ分析されていませんので、それも今後の課題なのかなと

思っています。ただ、千葉にしる、埼玉にしる、下水道の普及完備に従いまして、徐々に水質は良化している傾向はございます。

原委員 それは、三次処理的なことが普及したということの意味するんですか。

福島自然環境部長 そういうことですね。

原委員 東京は三次処理のカバー率はどれくらいなんですか。

福島自然環境部長 そこら辺は、まだデータをつかんで、今ここに持ってきていないんですが。

原委員 コストも大変ですね、そうなるよ。

福島自然環境部長 そうですね、高度処理の問題ですと、コスト的にはかなり高いものになりますけれども、東京の下水道という形でいいますと、徐々に高度処理化を進めています。

原委員 このグラフの下あたりにそういう理由を明記していただくと、データが読みやすくなると思います。これだと全体状況がわからないという点があると思います。

大野企画担当部長 点検の結果を今回取りまとめましたけれども、いずれにしましても、まだ後でお話ししますけれども、水質の問題も今度の環境基本計画の点検の課題でございますので、その中で検討してまいりたいと思います。

大谷委員 参考までにお伺いしたいんですが、12ページのところでございます。企業の立場といたしまして、私どももこういうことを1個の企業としてやろうかと考えているところですが、1つは自然保護と観光の両立のためのエコツーリズムというお話がございました。もう1つは、(4)の5番に環境学習というお話がございましたけれども、この辺のこれまでの実績というんでしょうか、この辺の数値的なお話がありましたら教えていただきたい。

それから、企業とかNPOとの連携ということについて、どのくらいの規模にその辺が膨らみかかっているのかという、そのあたりがわかりましたら教えていただきたいんですが。

大野企画担当部長 最初に環境学習の方からご報告申し上げますと、56ページをごらんください。下の方に企業、区市町村と連携した環境学習の推進とございます。今年度から、あるNPOがやっていますキッズISOという環境学習プログラムがございますが、これに企業の方にも資金的援助、あるいは人的な援助をしていただきまして、都内の小学校で授業を実施するという取組をしております。ここの記載に漏れておりますけれども、昨年度は約8,000名、100校で実施いたしました。それ以外にも、気象キャスターの方々が気象キャスターのネットワークをつくってございまして、この方たちに実際に学校に行っていただいて、授業をしていただく温暖化出前授業をやってございまして、これも約70校実施いたしました。こうした形で

環境学習についての推進をしております。

エコツーリズムについての数字はちょっと出ていないと思いますが、小笠原で実施しております。

福島自然環境部長 東京都が推進しますエコツーリズムでございますけれども、まず小笠原に入れております。小笠原の南島という大変希少できれいなところがあるんですけども、そこが踏み荒らされているということで、総量規制をかけています。

それと母島の石門、ラピエといいまして、これもまた貴重な石灰質の土地でございますけれども、そこについても荒らされているということで、これも総量規制をかけています。

もう1つ、御蔵島の海域、それから山の方、両方に、海域につきましては地づきのイルカがございまして、それについて船の隻数、入ってくる人間、山の方については入る人員について総量規制をかけています。

それから、小笠原、御蔵ともにガイドの携行を義務づけております。実績といたしますか、それは着々とやっているんですが、南島につきましては、かなり植生が回復してきているというところでございます。

企業、NPOとの連携でございますけれども、お手元に東京都環境白書2006が行っているとございますけれども、この102ページに東京グリーンシップ・アクションという項目が出ております。これは、企業とNPO、東京都の三者が、東京都はフィールドを提供して、企業はお金と社員のボランティア、それからNPOと、この三者で緑地の保全活動をやっていただいております。参加された企業の方たちからは、従業員・職員さんたち、家族と一緒に中へ入っているんですけども、その意識が非常に高まったというふうに好評を得ております。現在、6保全地域に入っておりますけれども、今年度またさらに2地域ふやまして、拡大していこうと思っております。

大野企画担当部長 今、環境白書を見ていただいておりますので、81ページを一緒にごらんいただきますと、企業との連携に関するプロジェクトをまとめて掲載しております。ちょっと数字があやふやでございましたけれども、キッズ向けの環境教育ということで、2005年度（17年度）は28区市町、110校、8,389人という数字が出ておりますし、気象キャスターネットワークの方につきましては、全98校で実施となっております。つけ加えさせていただきます。

小倉委員 9ページですけども、水質の保全と水環境・水辺環境の再生ということで、水質については目標がきちんと決まっておりますけれども、水循環の再生という観点、視点をぜひ

点検していただきたい。といいますのは、中小河川の水量が減少して、水がないという状況も続いていますし、異常な集中豪雨によって内水氾濫が起きているという事態もあります。これはやはり正常な水循環のバランスが都市では崩れているということで、緑の保全だとか湧水の保全と密接に関係があることなので、非常に広いことで点検はしにくいかと思うんですけども、都市にとって水循環を正常に保つということは大変重要な課題ではないかと思えます。

大野企画担当部長 現在の環境基本計画をつくり出すときに、できるだけ数値目標を入れようと思ったわけですが、ものによってはどうしても数値目標がないものがございます。今後の改定作業の中でご指摘の点も含めて検討してまいりたいと考えております。

福川委員 点検いただいて、健康と安全な環境の確保にはそれなりの成果が上がったけれども、ほかのところはまだまだこれから大変だなという感想を持ったんですが、この議論ではないかもしれませんが、例えば13ページに前回の戦略プログラムを出していただき、またことし2月に新戦略プログラムを出していただきました。大変わかりやすいスローガンが並んでいて、とてもいいんですが、よくわからなくなってしまうのは、基本計画、それから白書という一連のシステムの中で、プログラムというのはどういうふうに位置づけられているのか、その辺をわかりやすく、つまり基本計画以前にプログラムという形でばんと出てきているのか、あるいは計画を実行するシステムとして、プログラムの中の実行率というのは、一体、全体の点検の中で具体的にどういう意味を持つのか、ちょっとわかりやすく説明していただくと助かります。

大野企画担当部長 現在の環境基本計画は東京都の環境基本条例に基づいて作成したものでございます。環境基本条例第9条で環境基本計画にこういうものを入れなさいという規定がございます。4つございまして、1つは環境の保全に関する目標、2つ目が環境の保全に関する施策の方向、3つ目が環境保全に関する配慮の指針、4つ目にその他の重要事項となっております。前回、環境基本計画を諮問させていただきまして、ご審議いただいたときに、戦略プログラムの分は入ってございませんでした。いわば、現在の環境基本計画に入っております戦略プログラムは、条例上の必須要件ではありませんけれども、わかりやすくするために入れたという位置づけでございます。

したがって、今回つくりましたのは、環境基本計画の改定ではないわけですが、基本計画に入っています戦略プログラムが2005年度までとなっておりますので、行政の実行計画として先に策定したというものでございます。逆にいえば、短期的なものでございますので、より突っ込んだと申しますか、中長期の基本計画のあり方についてはきょう諮問して、

ご検討いただくというものでございます。環境白書は、環境基本条例で策定が決まっているものでございますけれども、これにつきましては環境の現状を明らかにするために定期的に発行しているものでございます。

小早川会長 そこはいろいろなものを踏まえて、さらに次の、それを踏まえた上で基本計画の策定をしていただくということになるんだと思います。全部最初から基本計画だけでいくというわけにもなかなかいかないのかと思います。

窪田委員 75ページなんですけれども、今回の環境基本計画を点検して、次の改定へというお話かというふうに理解していて、特に2番なんですけど、この3本柱の中の主要なところを多分お書きいただいているんだというふうに理解したんですけれども、例えば69ページのあたりの3本柱がどうなんだろうとか、あるいはもうちょっと違う形のまとめ方もあるのではないかというお話がこの審議会の中でも結構あったかと思うんです。もちろん、内容についてこの3点があったというのはそのとおりかと思うんですけれども、主要な理由としては、それ以外にももう少し違う枠組みというものを検討するべきではないかというお話もあったかと思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

大野企画担当部長 改定自体につきましては、次の議題の中で諮問の趣旨の説明等させていただきますので、その中でまたご説明させていただければと思っております。

久連山委員 9ページの緑の保全と再生のところなんですけれども、みどり率という形で出ていますが、このパーセンテージの内訳で、例えばテンセンに近い広葉樹林ですとか植林されたところとか、区部はほとんど人工的な緑地でしょうけれども、そういうような植生ごとのデータみたいなものはとっていないんでしょうか。

大野企画担当部長 これも先ほどご説明しましたけれども、2月に発表したもの、つまり暫定的で、大きなつかみの数字でございます。したがって、その辺の細かい中身につきましては、今年度別途調査をするというふうに考えています。

小早川会長 それでは、今までのご発言の中にも、点検による現在の状況と施策の成果に合わせて、今後の施策展開のあり方についてお触れいただいたご意見も幾つかございましたが、それは次の議題に係るご発言としても扱わせていただきたいと思います。

本件につきましては、以上のようなところでご報告を受けたことにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございました。それでは、東京都環境基本計画点検の報告につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、議事の2の諮問に移らせていただきます。

知事から当審議会に対しまして、東京都環境基本計画の改定についての諮問があるとのことですので、大橋局長からそれをお受けしたいと存じます。

大橋環境局長 東京都環境基本条例第25条第2項第1号の規定に基づき、東京都環境基本計画の改定について諮問します。

平成18年5月30日 東京都知事 石原慎太郎。

よろしく申し上げます。

〔諮問文手交〕

小早川会長 それでは、ただいま諮問をお受けいたしました。そこで、ただいまの諮問につきまして、大野企画担当部長からその趣旨についてのご説明をお願いいたします。

大野企画担当部長 今お配りしました知事の諮問文の後ろに、1枚おめくりいただきますと諮問第21号（東京都環境基本計画の改定）の諮問趣旨についてというA4・1枚の紙がございますので、これに基づきましてご説明申し上げます。

現在の東京都環境基本計画に基づく施策の成果と課題、国内外の社会経済状況等を踏まえ、新たな環境基本計画のあり方を検討するというところで、概括的に書いてございます。

改定に当たっての基本的な考え方と検討課題でございますけれども、将来に向けまして、東京をさらに成熟した持続可能な都市としていくための新たな目標と施策の方向を検討するというところでございます。

以下に、現時点で特に検討が必要と考えております課題を示しております。例示でございます。これだけを検討するということではございません。先ほどもご意見がございましたけれども、現在の環境基本計画に基づく柱立てに沿って便宜的に並べてございます。

まず、健康で安全な環境の確保ということでございますが、これにつきましては、世界の大都市で最もきれいな大気環境の実現を目指すという目標設定を考えております。具体的には、最新鋭の環境対応車の普及拡大をすること、交通量削減対策を強化していくこと、交通需要マネジメントの再構築をしていくこと、3つ目には光化学スモッグの改善に向けた対策の強化をしていくこと、このような検討課題があるのではなからうかと考えております。

健康で安全な環境の確保の2つ目の柱でございますけれども、化学物質等による環境リスクを低減するというところでございまして、予防原則に基づく化学物質対策を検討していくこと、土壌汚染など過去の「負の遺産」を解消する仕組みづくりを進めていくことを考えてございます。

現在の環境基本計画でいいますれば2つ目の柱でございますが、都市と地球の持続可能性の確保でございますけれども、まず1つの目標といたしましては、世界一の低いCO₂型の大都市を目指すということを考えております。具体的な課題といたしましては、温室効果ガスの総排出量を早期に減少に転じさせる施策や取組の強化ということでございます。再生可能エネルギーの飛躍的な利用拡大を図っていくことを考えております。考えられる一部ではございますけれども、自動車へのバイオマス燃料の導入を図っていくこと、現在の環境基本計画では2010年までの温室効果ガス削減目標しか掲げておりませんが、さらに中長期的な温室効果ガス削減目標を設定し、計画化する必要もあろうかと考えております。

ヒートアイランド対策につきましては、さらなる展開ということでございまして、現在の環境基本計画で初めてヒートアイランド対策を都として大きな柱に掲げました。被覆対策でございますとか、屋上緑化でございますとか、かなりいろいろな対策が進んだわけでございますけれども、さらに今後は中長期的な視点に立った都市づくりと連携する施策の強化ということが必要かと考えております。

循環型社会の変革につきましては、廃棄物の発生抑制とリサイクル、適正な処理の推進ということでございまして、プラスチック廃棄物の埋立量をゼロにするということでございまして、アスベストや有害化学物質など有害廃棄物を適正に処理していく等々の課題があろうかと思っております。

3つ目でございますけれども、自然環境の保全と再生ということで、みどりと水の都の復活を目指すということを考えてございまして、1つは、今も多くのご意見をいただきました東京の緑の危機的な状況を踏まえまして、新たな施策の展開を図っていく問題、これも先ほどご議論がございましたけれども、河川に比べまして改善がおくれている東京湾の水質の改善ということが必要かと考えております。これにつきましては、別途、第6次の削減計画の策定についても予定しております。

以上が課題別に見た3つの柱立てで考えたものでございまして、最後に、横に通すものとして持続可能な東京の実現に向けた仕組みづくりということで、都市づくりにおける環境配慮のルール化、さらには経済的手法の活用といたしまして、金融や税制、あるいは契約でありますとか、そういった手法を使いました仕組みづくりということもさらに検討が必要と考えております。

以上でございます。

小早川会長 ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からのご意見、ご質問がありまし

たらお願いします。

坂本委員 今ご説明いただきました諮問趣旨についての中に、先ほど小倉委員から指摘された水の循環のところ、全体としてトーンがやや弱いのかなと。特に大都市が水に対して弱くなっている状況も考えると、都市における水の循環をやはり考えていくことは、相当程度、今後ますます重要になってくると思いますので、ここに書いてあるから、ないからということではなくて、その辺も重要な課題としてお考えいただければありがたいと思います。

小早川会長 最後におっしゃられたとおりでありまして、ここでのご発言は今後の環境基本計画の審議にすべて生かされるものと存じておりますが、事務局から何かございますか。

大野企画担当部長 先ほど申し上げましたように、ここに掲げましたのは、これだけしか検討しないということではございませんで、現在、事務局が考えている例示でございますので、ご指摘も踏まえて検討課題としてまいりたいと思っております。

岸委員 1958年の首都圏整備計画が私は非常に気になっていて、もうそろそろ50周年が来るわけですがけれども、あのときの、特にグリーンベルト計画がすべて飛んでしまっているという状況を、やはり半世紀たって根本的に考え直す、見直す時期が来るんだろうと思います。内閣府、都市再生の動きの中で、首都圏、一連の重点の動きがあって、多摩丘陵から三浦半島にかけて、多摩三浦丘陵ベルト、全域を重視するということがはっきり出てきていて、どうもこれに対する東京都の動きがはっきりしない。神奈川県はかなり頑張っていて、自治体も頑張っているんですけれども、東京都が南多摩地域についてちょっと注目度が低いかなと、そういう心配をしています。首都圏整備計画、第一次グリーンベルトが飛んでしまって50周年に東京都がもう一度グリーンベルトを考えるとすると、この地域しかないわけですがけれども、ぜひ神奈川県、関連の自治体、それから国も巻き込んだような形で、一番でかい緑を抱えているのは東京都かと思っておりますので、整備計画を見直すというくらいの視点で、南多摩の緑を考えていただきたいと思っております。

小早川会長 今の点、何かございますか。過去の経緯も絡んだ話ですが。

大野企画担当部長 1958年の計画は私もよく知らないんですけれども、いずれにしましても、緑を抱えた非常に大きなテーマでございますので、さまざまな角度から議論してまいりたいと思っております。

大聖委員 都市と地球の持続可能性の確保の中で、再生可能エネルギーの飛躍的な利用拡大とあるんですが、飛躍的というのは物すごく、ほかの施策と並べて力こぶが入っているなといいますが、何か特別に意味深いものがあるのでしょうか。再生可能エネルギーの利用拡大とい

いますと、やはり10年とか20年、30年ぐらいのステップでいかないといけないものですから、なかなか急にジャンプできないなというふうに思っております。言葉尻をとらえるようで恐縮です。

大野企画担当部長 これは力が入っているわけでございまして、実はきょうお手元にご配付申し上げておりますけれども、色刷りで東京都再生可能エネルギー戦略をことし3月に策定しております。この中では、非常に高いチャレンジの目標でございまして、2020年に東京における利用エネルギーの20%を再生可能エネルギーにするという問題提起をしております。これは中に書いてございまして、実は何%というふうに申しまして、そのときのエネルギー総使用量がどのくらいになるかということが決まりませんと、実際にはどれくらいか決まりません。したがって、環境基本計画が改定になる中で、CO₂の削減目標、それからエネルギーの使用目標等々を入れる中で、具体的な目標値を決めていこうというスタンスになっておりますけれども、いずれにしましても、高い目標を提示した考え方を、先生方に申し上げるのも何ですけれども、バックカスティングという考え方がございます。地球温暖化等々は、進行については間違いないということでございまして、EUなどでは危険な温度上昇を避けるために2度以下に温度値を下げると。そのためには、先進国では50%、60%という大幅なCO₂の削減を21世紀の半ばごろにしなければならないと、こんなふうな考え方があるのはご承知のとおりでございます。

そうした観点から考えますと、もちろん一方でCO₂の削減を進めるということも必要でございますけれども、全部エネルギー使用量の抑制で対応することは不可能でございますので、もう一方では使うエネルギーをできるだけ多く再生可能エネルギーに転換していくことが必要かと考えております。そうした観点から、この再生可能エネルギーの戦略をつくりまして、さらにこれをどう具体化していくかにつきまして、環境審議会でご議論いただきたいと思っておりますし、我々の方では、例えば今の東京都が購入する電気について、競争入札する場合には5%は再生可能エネルギーにするというふうなルールもございまして、これをさらに強化していく等々、さまざまな取組を考えているところでございます。

大聖委員が国でやられているエコ燃料の推進会議の中でも、2030年までに10%という目標がつけられているのも存じ上げておりますけれども、先生にもいろいろと教えていただきながら、再生可能エネルギーの導入について検討してまいりたいと思っております。

原委員 石原知事がしきりにオリンピック招致を強調しておられるので思いついたんですが、環境基本計画というのはそもそも環境基本法の、あれは理念法ですから、それをさらにプレー

クダウンしているいろいろなことを決めてきたと思うんですが、あの法律の中で4つポイントがあって、ここに書かれているのは循環と共生ということであって、参加と国際協力という部分が全く抜けておるんですが、これは言うほど簡単なことではないんですけども、これだけ大都市、大都市とみずからを称する以上は、とりわけアジアの大都市のさんたんたる状態と比較した場合に、やはり東京都としてはひとつ心すべきものが抜けておるのではないかという感じがいたしますが、いかがでしょうか。

大野企画担当部長 東京都の環境基本計画自体は、国の環境基本法に基づいて作成したものではありません。これは、先ほど申し上げましたけれども、東京都の環境基本条例に基づいたものでございまして、直接国の基本法、基本計画との関係はございません。法的な関係はございません。ただ、ご指摘のアジアの国々の環境も含めました協力は非常に大事だと思っております。別途、アジア大都市ネットワークというものを東京都全体で進めておりますけれども、その中でも自動車排気ガス対策をどうするのかということで、これはネットワークも持っております。そのほかさまざまな情報交換をしております。そうしたことも含めまして、今後、まさに今オリンピックの招致ということもございまして、海外に我々が進めている取組を発信すること、さまざまな取組について学んでいくこと、そうしたことを強化してまいりたいと思っております。

その考え方は、ご配付いたしました環境白書の、今回は特集編で持続可能な都市づくりということで、欧米の国の例なども書かれておりますが、いずれにしましても、海外情報の受発信については強化をしてまいりたいと考えております。

小早川会長 今のご発言は多分、国際的な都市間協力で、向こうをよくするというのもあると思いますけれども、アジアの諸都市がよくなれば、多少東京にもはね返ってくる可能性もあるわけなので、そういう意味も含まれていると思いますので、よろしく願います。

小倉委員 今度は自治体との関係はどうなっているのかお尋ねしたいんですが、各自治体も5年くらい基本計画をつくって、改定を、しかも市民参加でしている最中ですね。東京都がこういう基本計画の改定をやるということで、実際にこれを推進するためには各自治体の協力、さらに都民の協力は不可欠だろうと思うんです。そういうことで、東京都と自治体の関係というのはどういうことに、何か協力を要請するとか、そういう協議の場は当然出てくるんでしょうか。

大野企画担当部長 これは、まさに今申しました環境基本条例の中で、環境基本計画の策定に当たりましては、区市町村長の意見を聞くということが決まっておりますので、前回も実施

いたしました。当然今回も何らかの形で各区市町村からの意見を聞き、経験も踏まえながら策定してまいりたいと思っております。

下村委員 今の小倉委員、原委員のご発言と関連した話だと思うんですけども、今回の改定される目的というのが、これでお見受けする限り、比較的わかりやすく、アピールしやすい目標をちょっと切りかえましょうというニュアンスがうかがえて、恐らく前回の、これまでのというんですかね、環境基本計画がいま一つ進ちょくしていない状況というのは、ほかの自治体ですとか、あるいは都民ですとか、他部局との関連ですとか、仕組みのところにむしろ問題があるのではないかと私なんかは理解してまして、目標をつけ変えるということだけでなく、より連携の仕組みをもう少し、一番下のところだとは思いますが、このあたりをもっと重点的に考えていく方が進ちょくというのはより進むのではないかと考えていますので、目標値だけの切りかえというわけではないんだとは思いますが、できるだけわかりやすく、都民の方に理解していただきやすい目標を少し切りかえていくということは重要だとは思いますが、地道な作業も重要かなと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

大野企画担当部長 そこはご指摘のとおりでございます。きょうお配りしました諮問の趣旨は、課題を中心に書いておりますので、あるいは目標重視で、仕組み軽視と受けとめられたのかもしれませんが、そうではございませんで、まさにご指摘のように、東京の環境をよくしていくためには、東京だけで幾らやっても仕方がないことは明らかでございますので、企業の皆さん、NPOの皆さん、それから区市町村の方々、近隣の自治体、さらには海外の都市とも連携、どんなふうに仕組みをつくっていくかということがまさに中心のテーマだと思っておりますので、その点についてもいろいろご意見をいただき、ご審議願えればと思っております。

小早川会長 それでは、まだご発言のご希望があるかと存じますが、時間の関係もございまして、そろそろこの辺でこの件につきましてはまとめたいと存じます。

ここで私から、本件諮問の部会付議と臨時委員の部会所属の2点についてご説明させていただきます。

まず、本件諮問は環境基本計画の改定についてであります。そこで、基本計画の改定を所掌する企画政策部会でご審議をいただくことが妥当でありますので、企画政策部会へ付議させていただきますことにしたいと存じます。

もう一つは、規則第7条第2項によりまして、部会は会長の指名する委員をもって組織する

ことになっております。この点で、総会冒頭で事務局よりご紹介のありましたご就任予定の臨時委員5名の部会所属については企画政策部会ということになります。その旨、ご了承いただきたいと存じます。

なお、大聖先生には企画政策部会のお手伝いをさせていただければと存じますが、どうかよろしく願いいたします。

今後、部会での審議の状況によりまして、さらに臨時委員とか調査委員の指名、あるいは部会長による分科会の設置などをする場合もございますので、その旨もあらかじめご了承いただきたいと存じます。

本日は、この総会に引き続きまして、もう時間が迫っておりますが、午後3時から企画政策部会を開催することとなっておりますので、福川部会長どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事の3、大田区ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定解除についてに移らせていただきます。

この諮問に関しましては、審議会運営要領第2によりまして、平成18年5月16日付で水質土壌部会へ付議しております。本日の総会に先立って開催されました同部会までの間にご審議を重ねていただいております。本日は、そのご報告を受けて、皆様にご審議いただいた後、対策地域の指定解除についての答申を行いたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、本件の経緯、概要につきまして、柿沼参事から説明をお願いいたします。

柿沼参事（環境改善技術担当） ご説明いたします。資料4、資料5は、会長からお話のありました諮問の文書あるいは部会への付議の文書でございます。資料6でございますけれども、平成13年6月12日に当審議会におきまして、大田区大森南四丁目のダイオキシン類土壤汚染に対して、対策地域の指定の答申をいただきました。その答申文、次のページが答申で指定された対策地域の概略、図等でございます。おおむね約350平方メートルの敷地が対策地域として指定されておりました。

今回、この対策地域に係る対策が3月までに終了いたしましたので、解除したいと考えておりますが、これまでの経過について、横長の資料7でご説明いたします。

左側の欄、大きく分けて5つに分かれておりますけれども、まず汚染状況の確認の段階でございます。平成12年2月に汚染土壌が発見されました。きっかけは、都の下水道局が付近の区道でケーブル布設工事のために掘削した土壌、この発生残土に油が非常にたくさん含まれていることを理由に処分先で受け入れ拒否が行われました。この関係で、大田区がその土壌を調

べましたところ、P C Bあるいはダイオキシン類が確認されたことから、汚染土壌が発覚いたしました。

その後、平成12年10月には周辺の大気、地下水、土壌等の環境調査を都が実施いたしまして、周辺の居住環境には問題がないことを確認いたしました。

平成13年には対策地域の指定が行われました。指定に当たっては、汚染範囲の確定の調査を行い、最大で環境基準の570倍、57万pg-TEQ/gのダイオキシン類の土壌の汚染が確認されました。その後、6月に答申議会からの対策地域の指定の答申をいただいて、6月14日、対策地域の指定を行いました。

その指定に基づきまして、第一次対策計画と第二対策計画の2段階に分かれておりますが、現場での汚染土壌の掘削を第一次の対策計画ということで決定いたしました。対策の事業の掘削の事業は、第1期、第2期と括弧して書かれておりますが、2回に分かれて実施しております。この理由は、住宅等がございまして、の写真の中ほど、右上に見えるのが住宅でございますが、6世帯が入っている共同住宅でございます。この出入口の確保、あるいはライフラインの切り回しといったような問題から、工事を赤い部分の1期と緑の部分の2期とに分けて実施しております。

その後、掘削が終わったところについては、良質土で埋め戻しをいたしまして、平成15年まで無害化のための、掘削した土壌を保管しておりますけれども、その保管した土壌の無害化のための工法の検討を行いました。保管している状況というのは、右の写真の にございます。ドラム缶にして約6,700缶、約1,000立米ほどの汚染土壌がございました。

左の平成15年の対策計画の第二次のところでございますけれども、第二次では汚染土壌を溶剤抽出という方法でP C Bを洗い流して、濃縮するということで、土壌を浄化する手法を選定し、右の 、ちょっとわかりにくいんですが、拡大図が にございます。こういった施設で浄化を行いました。この施設の右側の大きな箱のようなもの、弁当箱のようなものなんです、約12立米ほど入るステンレス製の密閉容器でして、この中に汚染土壌を収容いたします。左側にタンクのようなものがありますが、ここから有機溶剤を注入いたしまして、それを何回も入れたり出したりを繰り返して土壌を浄化するという工程を組みました。

にありますのは、抽出された液でございます。左側は抽出液でして、多少色がついておりますけれども、これを濃縮して、最終的にはドラム缶約6,700本の汚染土壌から、ドラム缶約50本のP C B液が取り出されました。取り出したP C B液は右側のように、かなり色の濃い濃縮された液になっております。

そういった形で第二次の処理を終わりにして、昨年4月から浄化作業を開始し、本年2月に抽出したPCB液を東京PCB廃棄物処理施設で処理委託をしまして、水熱酸化分解という方法でPCBを最終的には水や二酸化炭素、あるいは食塩といったものに分解するという方式で分解をする処理施設に搬出いたしました。

この3月には、抽出を行った場所についても、写真の になりますが、施設をすべて撤去して、撤去後の土壌も汚染がないことを確認した上で事業が完了しております。

これを受けまして、左の一番下にありますように、本日、対策地域の指定解除についてご審議をいただき、ご意見をいただくということでございます。

次に、資料8でございます。今申し上げました第一次の対策計画、第二次の対策計画、それぞれに基づきます事業の内容です。第一次の対策計画は、掘削除去が内容でございますが、事業費約5億円、4分の3を原因者負担となっております。実施時期は平成13年11月から平成15年3月まででございます。掘削面積360平米、土量は約1,000立米であります。

第二次は、事業費約9.3億円、こちらも同様に4分の3が汚染原因者の負担となっております。事業の内容といたしましては、先ほど申し上げましたような汚染土壌からのPCBの分離、最終的にはPCBの分解を行うという事業でございます。実施期間は平成16年7月から施設の設置を行いまして、土壌浄化は昨年4月から開始して、本年1月までに終了しております。施設の撤去をその後行いまして、3月に終了ということになりました。浄化して汚染土壌がきれいになったわけですけれども、これは中央防波堤埋立処分場へ搬出して、埋め土として使用しております。

その浄化された状況でございますけれども、PCBとしては処理目標、10mg/kgに対しまして、処理後の平均濃度は1.3mg/kgです。記載が漏れておりますが、最大でも4.2mg/kgという内容でございます。

ダイオキシン類でございますが、処理目標1,000pg-TEQ/gでございますけれども、平均値で89pg-TEQ/g、最大値でも200pg-TEQ/gという内容で、目標を下回る形で浄化が行われました。

分離したPCB液の無害化は、先ほども申しましたけれども、日本環境安全事業株式会社が運営するPCB廃棄物処理施設で、2月から3月にかけて運搬が行われております。

このような状況で、一連の大田区大森南四丁目から出ました汚染土壌については処理が終了いたしましたために、資料9にございますように、手続に基づいて指定解除をしたいと考えているところでございます。

以上が事業の内容でございます。

小早川会長 引き続きまして、水質土壌部会の審議結果について、田瀬部会長からご報告をお願いしたいと存じます。時間が押しておりますので、申しわけございませんが、手短にお願います。

田瀬部会長 それでは、水質土壌部会の審議結果を報告させていただきます。

まず水質土壌部会における審議の経過を申し上げます。水質土壌部会では、本日5月30日にダイオキシン類対策特別措置法に基づく大田区大森南四丁目の対策地域の指定解除について審議を行い、部会の考え方を取りまとめました。

審議内容でございますが、参考資料2を見ていただきますと、ダイオキシン類対策特別措置法の抜粋があります。このダイ特法の第30条によりますと、対策地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、対策地域の変更または指定を解除することができるとなっております。先ほど事務局から説明のありましたとおり、第一次対策計画により汚染発見現場から汚染土壌が掘削されまして、第二次対策計画において掘削土壌が適切に処理されたと判断いたしました。

したがって、本件対策地域は、ダイ特法第29条における対策地域の指定要件から外れるために、資料9の大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除（案）とありますけれども、そのとおりに指定解除できるという考えでまとめました。以上、水質土壌部会の審議結果でございます。

小早川会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの部会長からのご報告につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしゅうございましょうか。

それでは、水質土壌部会の審議結果の報告にございます対策地域の指定解除につきまして、ご了承いただいたということでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。それでは、部会報告については適当であるとご承認いただいたものとさせていただきます。

皆様にご承認いただきました内容に沿って、都知事へ答申をさせていただきます。では、事務局で答申文案をお配りください。

〔答申文案配付〕

小早川会長 それでは、事務局から答申文案の朗読をお願いします。

谷上企画調整課長 答申文案の朗読をさせていただきます。

ダイオキシン類対策特別措置法第30条の規定による対策地域の指定解除について（答申）

平成18年5月15日付で諮問のあったこのことについては、別添「大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定解除」のとおりとすることが適当であると認めます。

別添の資料、別図がついておりますけれども、これは資料9と全く同一ですので省略させていただきます。

以上です。

小早川会長 ありがとうございます。それでは、この答申文をもちまして、知事に答申したいと思いますが、皆様よろしゅうございましょうか。

それでは、ご決定いただいたものとしまして、ただいまから大橋局長に答申書をお渡しいたします。

答申書の内容につきましては、ただいま朗読がございましたので、省略させていただきます。

〔答申文手交〕

大橋環境局長 どうもありがとうございました。

小早川会長 それでは、これで本日の審議は終了いたしました。

事務局から、ほかに何かございますか。

谷上企画調整課長 特にございません。

細見委員 簡単にお願いがございます。本日、大田区の対策地域の指定解除が行われまして、これに関して2点要望がございます。

1点目は、ことし2月3日、10日、13日と水質土壤部会、それから環境審議会で北区の豊島団地におけるダイオキシンが認められて、対策地域が指定されたわけでございます。今回のように、大田区のように、対策地域の指定解除を受けて、北区の豊島団地についてどのように取り組んでいくのかということについて、できますれば水質土壤部会、あるいは審議会でご議論していくべきではないかと思っております。それが1点でございます。

もう1点は、北区豊島団地区域におきましては、都が所有される都道も含まれております。ダイオキシンの環境基準値を超えている箇所があると考えておりまして、詳細な調査を行って、その結果に基づいて、審議会あるいは水質土壤部会で対策地域等を指定する等の議論をしていくべきではないかということで、その2点の要望をお願いしたいと思います。

小早川会長 ご発言は確かに承りました。2点、既に決定済みの区域について、どのような対策を具体的にやっていくかということについての今後の審議会及び部会でそれに適切にかか

わっていくべきであるということと、都道についてどうするかを考えるべきであるということ
でよろしゅうございますね。

梶原環境改善部長 ただいまご発言のありました内容につきまして、この場をおかりしまし
て簡単に済ませますので、ご報告させていただきます。

先ほど水質土壌部会の冒頭で、豊島団地の案件につきましては簡単にご報告させていただきました
ましたが、細見委員におかれましてはその場にいらっしゃらなかったもので、後ほどご説明させ
ていただきます。

ただいまご発言のございました案件でございますが、対策地域の指定の問題につきましては、
既に審議会でご議論いただいて、結論の出ている内容でございます。既に審議会の議論の中で、
全体のご説明をする中で、ただいまご発言のありました道路の問題につきましても、私どもご
審議をお願いし、ご審議いただいて、既に結論の出ている部分でございます。もちろん、その
対策について十分私どもとしては視野に入れて対応をしておるところでございます。既にこの
件につきましては、北区長さんの正式な回答もいただいており、また特に本件の指定について
も、指定手続が3月に終わっており、この件について環境省にもお届けをし、終了している段
階でございます。既に結論が出ているというふうに私どもとしては考えてございます。

それから、先ほど状況のご報告をさせていただきましたので、それは改めて直接先生にご報
告したいと考えております。

小早川会長 それでは細見委員、事務局からさらに説明したいという今の発言でございます
ので、この件につきましては事務局で適切に先生と連絡をとって、どのように考えるか、もう
一度まとめていただきたいと思います。その結果につきましては私が承りまして、そこで改め
て判断させていただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

では、以上をもちまして本日の議事はすべて終了となりますので、これ以降につきましては
事務局に引き継ぎたいと存じます。委員の皆様、どうもお疲れさまでございました。ありがと
うございました。

谷上企画調整課長 長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございます。これを
もちまして、第27回東京都環境審議会を閉会いたします。

午後3時2分閉会